|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | | 国保４４条申請事例を通して  上伊那生協病院相談室  ソーシャルワーカー　鮎澤ゆかり  　そもそも国保法は、国民の運動で国民皆保険を勝ち取り、制定された。その目的を「健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」 とされたもの。なのにその実態は私たちもよく知るところで、高い保険料、未納の場合は短期保険証発行し、何とか窓口に来所させ、わずかな生活費から国保料を支払わせる、それに応じられないと保険証発行はせず、資格者証のみ発行して、実質無保険状態にする。さらには悪質な取り立て業者のように差し押さえをしてくる、というような容赦ない対応など、社会保障の向上や国民の健康・保健の向上とは逆行すらしている。また、病気や失業なと不測の事態に実質傷病手当なども無く、唯一あるのがこの44条（一部負担金の減免）と77条（保険料の減免）なのだ。 　今年度、ほぼ同じ時期に3ケース44条を申請した。３０代女性のSさんは心不全で来院。聞けば、２年前に心筋梗塞発症して心臓カテーテル検査をし、治療開始したが仕事を失った。やがて病院への足は遠のいた。仕事を見つけようと就労相談につながったが、体調悪く、まずは必要な医療を受けましょうと当院へ相談あり。無料低額診療での診療希望だったが、まさに「疾病を理由に仕事を失った状態」行政の４４条要綱に照らし合わせ、申請に至った。  　Pさんはコロナで所得が減っていた。母を在宅で介護し、その後施設入所となり一人暮らし。もうずいぶん前から、精神的にも不安定となっていたところへ体調も不良となる。医師からは「心臓の検査をしましょう」とすすめられたが、生活費にも困っており断った。聞けば、亡くなられた父が経営していた小さな工場の借金が残っており、また税金もかなり滞納していた。パート代はコロナ禍で目減りして８万円程度。母の年金はその施設利用料にすべて消え、不足することもあり、自分の給与から少しずつ払っていた。食料はカード払いで、その支払額が増えてきており、緊急貸付を利用。滞納分の一部に充てた。しぶる本人と話をし、行政窓口へ一緒に行き、「収入の極端な減少が見込まれる」と主張し、４４条申請は受理された。国保証は２０００円だけ支払って交付された。不足した書類があり後日届けることに。その日の夜、ｐさんは遠方に住む姉に連絡した。「やっと病院にしっかり見てもらえる。役場の人も話を聞いてくれたの。生協の人たちがやさしくしてくれてうれしかった」と連絡。だが、Pさんは、翌日急死されたところを親戚の方に発見された。手遅れとなってしまった・・・  　Ｏさん５０代男性。アルバイト中に脳出血発症、無収入となった上に医療費がかかることとなり、同居の兄弟が肩代わり。父は死去、母は認知症で、その母の介護のために弟が仕事をやめたところだった。本人はもともと自営業を継いでいたが、１０年前に倒産している。その後は派遣会社登録して、あちこちの製造業で働いた。契約満了となり、取り急ぎアルバイトをしていたのだった。長期になりそうなので、世帯分離して「疾病により仕事を失った」として、44条申請した。国保税の滞納もあったが、決済された。（該当行政は、国保法４４条要綱に　滞納がある場合は利用できない　といれていないため） 　この44条が使いにくいのは、この滞納があると使えなくしている自治体が多いこと、同時に行政職員がほとんど知らない事。そもそも国保行政が国民の命を守る立場に立っていないことが、必要な人が必要な医療を受けることを困難にしている。 この3ケースは無料低額診療相談をきっかけとしたが、国保44条を生きたものにし、真に受療権を守り、生存権を保証できるようにすることがさらに必要となっている  長野　上伊那生協病院相談室　鮎澤ゆかり | |